

◎新潟県告示第298号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項（又は第53条第1項）の規定により、指定居宅サービス事業者（又は指定介護予防サービス事業者）を次のとおり指定した。

令和4年3月18日

新潟県知事 花 角 英 世

サービスの種類	事業所の名称	所在地	事業者	指定年月日
訪問介護	訪問介護もとすわ	新潟県柏崎市松波2丁目5番25号	有限会社元諏訪	令和4年3月1日
訪問看護 介護予防訪問看護	訪問看護かえりえ上越	新潟県上越市春日野1丁目4番39号	株式会社やさしい手	令和4年3月1日
短期入所生活介護 介護予防短期入所生活介護	陽だまり苑ふえりあ	新潟県新発田市富塚町2丁目4番13号	社会福祉法人いじみの福祉会	令和4年3月1日
福祉用具貸与 介護予防福祉用具貸与	ごせん福祉レンタル	新潟県五泉市木越乙2892番地24	山隆リコム株式会社	令和4年3月1日
特定福祉用具販売 特定介護予防福祉用具販売	ごせん福祉レンタル	新潟県五泉市木越乙2892番地24	山隆リコム株式会社	令和4年3月1日